

# 雫石町スポーツ少年団指導者協議会規程

(名称)

第1条 本会は、雫石町スポーツ少年団指導者協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、雫石町スポーツ少年団事務局内におく。

(目的)

第3条 本会は、スポーツ少年団の指導に関する事項を協議し、指導者の資質を高め指導力の向上をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の指導方針に関すること
- (2) 指導者の研修と資質向上に関すること
- (3) 指導者の交流と情報交換に関すること
- (4) 指導者の安全保障に関すること
- (5) 県スポーツ少年団指導者協議会との連絡に関すること
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

(構成)

第5条 本会は、各単位団指導者をもって構成する。

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、理事若干名

第7条 役員は、本会において選出し、本部長が委嘱する。

2. 会長は、本会を招集し会議を統轄する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
4. 理事は、本会の会務を処理する。

第8条 本会は、毎年1回開催し、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

第9条 本会の事務は、雫石町スポーツ少年団本部事務局が処理する。

第10条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第11条 会長は、岩手県スポーツ少年団指導者協議会の評議委員となる。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。